

掲示期間 平成28年4月1日から4月10日まで

新潟市告示第244号

新潟市廃棄物処理施設附属施設使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び新潟市廃棄物処理施設附属施設条例施行規則第11条の規定に基づき、廃棄物処理施設附属施設使用料の徴収事務を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

新潟市長 篠田 昭

記

徴収事務を行う施設		徴収事務委託者
名称	位置	
新潟市舞平清掃センター 附属休憩所	新潟市江南区平賀 161番地1	新潟市東区紫竹5丁目10番60号 旭ビル管理株式会社 代表取締役 那須野 眞智子
新潟市亀田清掃センター 附属休憩所及び運動公園	新潟市江南区亀田 1835番地1	新潟市中央区下大川前通四ノ町2186番 地 愛宕商事・グリーン産業グループ 代表 高橋 秀之